

(別紙)

平成19年 3月23日付け付議第 1号事件
平成19年 5月16日付け付議第 2号事件
平成19年 7月11日付け付議第 3号事件
平成19年 9月12日付け付議第 4号事件
平成19年11月14日付け付議第22号事件
平成19年12月12日付け付議第23号事件
平成20年 3月12日付け付議第 3号事件
平成20年 5月21日付け付議第 4号事件

準備書面(9)

平成20年6月24日

電波監理審議会主任審理官 殿

〒104-0061

東京都中央区銀座6丁目5番13号JDB銀座ビル7階
ふじ合同法律事務所(送達場所)

電話番号 03-5568-1616

FAX 03-5568-1617

総務大臣代理人 弁護士 熊谷 明



指定職員

総務省総合通信基盤局電波部長

田中 栄

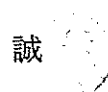


総務省総合通信基盤局電波部

電波環境課長

杉浦

誠



電波環境課電波環境推進官

鈴木 達也



電波環境課電波監視官

大泉 雅



本件 PLC 機器を実環境において使用したときの漏えい電磁波の測定結果について

総務大臣は、平成 20 年 4 月 17 日付け準備書面 (5) 及び平成 20 年 6 月 4 日付け準備書面 (6) において、追ってさらに提出するとした異議申立ての対象となっている PLC 機器について、実環境で使用したときの漏えい電磁波の測定結果について、取りまとめが終了したものを提出する。

測定は、その条件を同一とするため、統一的な測定要領(乙 94 号証)を定め、これに則って実施した。その結果及び測定データ一式を、乙 108 号証ないし乙 111 号証として提出する。いずれも、1 ページに測定日時等の測定条件、2 ページに測定場所及びその周囲の状況(航空写真又は地図)、3 ページに PLC 機器を設置した家屋等の見取り図と PLC 機器設置場所及び測定場所を示している。4 ページ以下は、測定結果をグラフ化したものである。測定方向、通信系統ごとに、アンテナの X 軸、Y 軸及び Z 軸の電界強度及びそれらの合成電界強度を示している。桃色で記載しているのが周囲雑音の電界強度、紺色で記載しているのが PLC 機器動作時の電界強度(周囲雑音を含む。)である。最後に、実際に測定したデータをすべて添付している。測定したままの値(X 軸、Y 軸及び Z 軸の測定値(「測定値」の項)、アンテナファクタを明記した上で、補正後の各軸の電界強度値(「電界強度」の項の環境 X、環境 Y 及び環境 Z)及びそれらをベクトル合成した値(環境合成)を示している。

(1) 平成 19 年 3 月 23 日付け付議第 1 号事件の異議申立てに係る処分③に係る機器について(株式会社エヌ・ティ・ティ ネオメイト製 PN-100HD、型式指定番号第 ET-06002 号、乙 108 号証)

東 5m の位置における通信系統 4 の測定(15 ページ)の 29MHz 以上、南 5m の位置における通信系統 2 の測定(21 ページ)の 26MHz~27MHz 等、紺色の線が桃色の線の上側にきている周波数帯域がいくつか存在する。しかし、家屋の一部の方向において、特定の通信系統を使用したときに、特定の周波数帯域においてそのような部分が存在するに過ぎない。したがって、このことにより万一无線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えたとしても、配線・使用系統や周波数の調整等によって、十分に対処することが可能なレベルであると考えられる。

(2) 平成 19 年 5 月 16 日付け付議第 2 号事件の異議申立てに係る処分⑩に係る機器について(株式会社ゼルライン・ジャパン製 XEVT23、型式指定番号第 AT-07007 号、乙 109 号証及び乙 110 号証)

本機器については、測定する家屋を変えて 2 種の測定(乙 109 号証及び乙 110 号証)を行っているが、いずれも、紺色の線が桃色の線よりも上側に表示されている部分はわずかであって波形はスパイク状(幅が狭く鋭い角を持つくさび状)であり、家屋の一部の方向において、特定の通信系統を使用したときに、ごく狭い周波数帯においてそのような部分が存在するに過ぎない。すなわち、万一同様により無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えたとしても、配線・使用系統や周波数の調整等により、十分に対処することが可能なレベルであると評価できる。

(3) 平成 19 年 12 月 12 日付け付議第 23 号事件の異議申立てに係る処分⑫に係る機器について(ネットギア・インターナショナル・インク日本支社製 PL-NTGR-300、型式指定番号第 AT-07039 号、乙 111 号証)

南東 5m の位置における通信系統 4 の測定(19 ページ)の 23MHz~26MHz 付近、南 5m

の位置における通信系統4の測定(23ページ)の23MHz付近等、紺色の線が桃色の線の上側にきている周波数帯域がいくつか存在する。しかし、家屋の一部の方向において、特定の通信系統を使用したときに、特定の周波数帯域においてそのような部分が存在するに過ぎない。したがって、このことにより万一無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えたとしても、配線・使用系統や周波数の調整等によって、十分に対処することが可能なレベルであると考えられる。

これらの測定結果からも明らかとおり、本件設備からの漏えい電波により、隣家のアマチュア無線利用や短波放送の受信に対して継続的かつ重大な障害が生じる確率は、ゼロとは言えないものの非常に低いと評価することができ、万一継続的かつ重大な障害が生じている場合には、電波法第101条で準用する同法第82条第1項の規定により対処することが十分に可能であり、実効上の問題はないといえることができる。

なお、以上の測定結果は、総務大臣らが行った測定のごく一部であり、取りまとめが終わり次第、さらに測定結果を提出する予定である。また、申立人らの実験結果との相違点および上記測定結果の方が妥当であることについては、追って、詳述する。